

## 海外に居住する子に送金した場合

**Q** : 私はここ数年イタリアに在住している息子に現金1000万円を贈与するために、イタリア国内にある銀行の息子名義の口座に送金をしました。このように海外在住の息子の海外の口座に送金した場合でも、日本の贈与税が課税されるのでしょうか？

**A** : 贈与した現金は国内においてあなたが所有していた財産であることから、日本の贈与税が課税されます。

### 【解説】

日本の贈与税は、贈与を受けた者が贈与を受けた時に、国内に住所を有するかどうかによって、課税される財産の範囲が異なります。

贈与を受けた者が国内に住所を有する場合、又は、贈与を受けた者が贈与を受けた時に国内に住所を有しない場合（贈与前5年以内に限る）でも日本国籍を有するときには、その財産の所在にかかわらず、贈与を受けたすべての財産について贈与税が課税され、贈与を受けた者が国内の住所も日本国籍も有さない場合は、贈与を受けた財産のうち日本国内に所在するものに対してのみ、贈与税が課税されます。ご質問の場合、息子さんは数年間海外に在住されているとのことですが、贈与した現金はあくまであなたが日本で所有していたものであり、海外の口座へ送金したのは贈与の契約を履行するためであると考えられることから、その現金は日本国内に所在するものとして取り扱われ、息子さんがどちらに住んでいるかにかかわらず、日本の贈与税が課税されます。

